

◎国立国会図書館法の一部を改正する

法律

(平成二十二年七月二〇日法律第七三号(衆))

一、提案理由(平成二十二年七月二日・衆議院本会議)

○小坂憲次君 たいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二十二年七月三日)

○西岡武夫君 たいま議題となりました法律案につきまして

国立国会図書館法の一部を改正する法律

て、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料が、これらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。